

○経済産業省告示第百五十号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月二十三日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一 輸入割当てを受けるべき貨物の品目は、次の	一 輸入割当てを受けるべき貨物の品目は、次の

表の第一に掲げる自由化されていない品目（以下「非自由化品目」という。）及び同表の第二に掲げる品目とする。

第1 [略]

第2 モントリオール議定書附属書に定める規制

物質

品目
[略]
モントリオール議定書附属書Cに掲げる物質（次に掲げるものを除く。）
イ・ロ [略]
ハ <u>試験研究又は分析に用いられるもの</u>

表の第一に掲げる自由化されていない品目（以下「非自由化品目」という。）及び同表の第二に掲げる品目とする。

第1 [略]

第2 モントリオール議定書附属書に定める規制

物質

品目
[略]
モントリオール議定書附属書CのグループIに属する物質（次に掲げるものを除く。）
イ・ロ [略]
[新設]

[削る]

--	--

二・二の二 [略]

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸

モントリオール議定書附属書CのグループⅡ及びグループⅢに属する物質（次に掲げるものを除く。）

一 二の表の第2に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの

ロ 当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの

ハ 試験研究又は分析に用いられるもの

[略]

二・二の二 [略]

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸

入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6 「略」

7 (1)～(5) 「略」

(6) 試験研究又は分析に用いられる、モント

入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～6 「略」

7 (1)～(5) 「略」

(6) 試験研究又は分析に用いられる、モント

リオール議定書附属書AのグループIに属する物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Bに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Cに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）及び同議定書附属書Eに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）を輸入しようとする者は、試験研究又は分析（同議定書附属書Eに掲げる物

リオール議定書附属書AのグループIに属する物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Bに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書CのグループIIに属する物質及び同議定書附属書CのグループIIIに属する物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）並びに同議定書附属書Eに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）を輸入しよ

質にあつては、大気中の当該物質の濃度又は物品若しくは植物に混入し、若しくは付着している当該物質の量の測定、当該測定に用いる計量器の校正及び試験研究（当該物質の使用により得られる効用と当該物質に代替する物質の使用により得られる効用との比較を目的として行うもの（試験研究施設の建物内において行うものに限る。）

、当該物質を物質の合成の実験のための試薬として使用するもの（当該物質が破壊されるものに限る。）又は当該物質の毒性に関するものに限る。）に用いられるものであることについての経済産業大

うとする者は、試験研究又は分析（同議定書附属書Eに掲げる物質にあつては、大気中の当該物質の濃度又は物品若しくは植物に混入し、若しくは付着している当該物質の量の測定、当該測定に用いる計量器の校正及び試験研究（当該物質の使用により得られる効用と当該物質に代替する物質の使用により得られる効用との比較を目的として行うもの（試験研究施設の建物内において行うものに限る。）

、当該物質を物質の合成の実験のための試薬として使用するもの（当該物質が破壊されるものに限る。）又は当該物質の毒性に関するものに限る。

臣の確認を受けなければならない。

(7)・(8) 「略」

8 「略」

9 (1)～(5) 「略」

(6) 二の表の濺のの水銀に関する水俣条約第

三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要し

ない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブ

ーダ、アルゼンチン、アルメニア、オース

トリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボ

ツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナ

にに限る。)に用いられるものであること
についての経済産業大臣の確認を受けな
ければならない。

(7)・(8) 「略」

8 「略」

9 (1)～(5) 「略」

(6) 二の表の濺のの水銀に関する水俣条約第

三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要し

ない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブ

ーダ、アルゼンチン、アルメニア、オース

トリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボ

ツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナ

フアソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民
共和国（香港及びマカオを含む。）、コロ
ンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリ
カ、クロアチア、キュー
ーバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミ
ニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル
、エストニア、エスワティニ、フィンラン
ド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ
、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイア
ナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスラ
ンド、インド、インドネシア、イラン、ア
イルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリ
バス、クウェート、ラオス、ラトビア、レ

フアソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民
共和国（香港及びマカオを含む。）、コロ
ンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリ
カ、クロアチア、キューバ、チェコ、デン
マーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクア
ドル、エルサルバドル、エストニア、エス
ワティニ、フィンランド、フランス、ガボ
ン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、
ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、
ハンガリー、アイスランド、インド、イン
ドネシア、イラン、アイルランド、ジャマ
イカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、
ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リ

バノン、レソト、リヒテンシュタイン、リ
トアニア、ルクセンブルク、マダガスカル
、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニ
ア、モーリシヤス、メキシコ、モナコ、モ
ンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オラン
ダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリ
ア、ノルウエー、パラオ、パナマ、パラグ
アイ、ペルー、ポルトガル、モルドバ、ル
ーマニア、ルワンダ、セントクリストファ
ー・ネイビス、セントルシア、サモア、サ
ントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セ
ネガル、セーシェル、シエラレオネ、シン
ガポール、スロバキア、スロベニア、南ア

ヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセン
ブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マ
ーシャル、モーリタニア、モーリシヤス、
メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグ
ロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニ
ジェール、ナイジェリア、ノルウエー、パ
ラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポル
トガル、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ
、セントクリストファー・ネイビス、セン
トルシア、サモア、サントメ・プリンシペ
、サウジアラビア、セネガル、セーシェル
、シエラレオネ、シンガポール、スロバキ
ア、スロベニア、南アフリカ共和国、スリ

フリカ共和国、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア

ランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 一の表の第2及び三の7の(6)の改正規定 令和二年一月一日

二 三の9の(6)の改正規定 令和元年十二月三十日